

○東松島市地域包括ケア庁内連絡会設置要綱

平成29年8月14日

訓令乙第9号

改正 平成30年3月22日訓令乙第1号

(設置)

第1条 地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進するため、庁内関係部署の緊密な連携及び情報共有を図るとともに、諸課題に対して組織横断的な検討を行うため、東松島市地域包括ケア庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連絡会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に向けた検討に関すること。
- (2) 地域包括ケアシステムの推進に必要な連絡及び調整に関すること。
- (3) その他地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の推進に必要な事項

(組織)

第3条 連絡会は、会長及び委員を持って組織する。

2 会長は、保健福祉部高齢障害支援課長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる課に所属する者をもって充てる。

(会長及び委員)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会は、会長が必要に応じて招集し、連絡会の議長となる。

2 会長は、必要と認めたときは、委員以外の者を連絡会に出席させ、説明を求め、又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、保健福祉部高齢障害支援課において処理する。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成30年3月22日訓令乙第1号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

市長部局	総務部	市民協働課
	保健福祉部	福祉課
		高齢障害支援課
		健康推進課
		子育て支援課
建設部	建設課	
産業部	商工観光課	
教育委員会部局		学校教育課
		生涯学習課